

神戸市北区淡河町淡河にある歳田神社で、羽柴秀吉が天正7年（1579）と同8年に発給した2枚の制札（木札）が「発見」されました。これは、2003年度から始まった淡河の地元と、神戸市、神戸大学文学部地域連携センターの三者による連携事業の過程でのことです。この制札については、以前から地元の一部では存在が知られており、また近世の写によって、かつて存在していたことはわかっていましたが、制札の現物が現存していることは、学界をはじめ、広くは知られておらず、連携事業によって改めて「発見」された形となりました。

制札とその関連史料は神戸市の文化財に指定され、現在神戸市立博物館に寄託されています。



▲淡河城跡



▲淡河城跡復元図（※）



▲歳田神社



▲制札由緒書（部分）

神戸市史・編纂部編『ひょうごの歴史行【上】』（神戸新聞総合出版センター）より部分転載

淡河町は江戸時代に本陣が置かれるなど、摂津国内から有馬、三木などを経て姫路に至る湯山（有馬）街道の要衝に位置する宿場町でした。

羽柴秀吉（のちの豊臣秀吉）は、織田信長の部将として中国攻めを遂行していましたが、天正6年（1578）、三木城の別所氏が織田方に反旗を翻したため、これと戦うことになりました。いわゆる三木合戦です。淡河の領主であった淡河定範は別所方につきましたが、天正7年（1579）に淡河城が開城し、淡河は秀吉の支配下に入りました。天正7年の制札はこの直後に秀吉が淡河町に出したものです。天正8年（1580）、秀吉は信長から播磨国を与えられ、支配を固めています。天正8年の制札はこうしたなかで出されたものです。淡河以外にも三木などに、この年に出された秀吉の制札が残っています。

天正7年の制札では、第二条で、淡河市場を「楽市」と規定し、商売上の課税を免除しています。「楽市」の文言が文面に現れる制札は、全国で3例目（6枚目）、秀吉のものとしては初の事例となります。また第五条では、「旅籠銭」についての規定がされています。これも他に類例がなく、宿場町としての淡河の特色を示すものと考えられます。

いずれも、商売上の特権を認めることで、淡河町の振興を図ったものと言えます。

## 天正七年羽柴秀吉制札



▲赤外フィルムによる撮影

掟条々  
 一 当市毎月 五日 十日 十五日 廿日 廿五日  
 晦日之事  
 一 らくいちたる上ハしやうはい座やくあるへからさる事  
 一 くにしちところしち  口事  
 一 けんくハころんりひせんさく  口事  
 一 せいはいすへき事  
 一 はたご銭ハたひ人あつらへ次第たるへき事  
 一 右条々あひそむくともからこれあらは地下  
 人としてからめをきちうしんあるへしきうめいを  
 とけさいくハにおこなふへき者也仍按如件  
 天正七年六月廿八日 秀吉（花押）

【読み下し】  
 掟条々  
 一、当市は毎月、五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日に開催すること。  
 一、楽市たる上は商売座役あるべからざる事  
 一、国買・所買  口事  
 一、喧嘩口論、理非穿鑿に及ばず、双方成敗すべき事  
 一、旅籠銭は旅人談え次第たるべき事  
 一、右条々相背く輩これあらば、地下人として搦め置き、注進あるべし、乱明を遂げ、罪科に行うべきものなり、よって掟くだんの如し  
 天正七年六月廿八日 秀吉（花押）

【現代語訳】  
 掟条々 淡河市場  
 一、当市は毎月、五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日に開催すること。  
 一、楽市である上は、商売上の座の課税はあつてはならない。  
 一、国買・所買は（取つてはならない）。  
 一、喧嘩口論はどちらに非があるかを調べるまでもなく、双方処罰せよ。  
 一、宿代は、旅人の注文した内容に応じたものにせよ。右の箇条に背く者があれば、地元の者が捕らえて、注進せよ。（そうすれば）究明して、処罰する。よって掟はこのとおりである。  
 天正七年六月二十八日 秀吉（花押）

\*国買・所買：中世の貸借慣行で、債務が返済されない場合に、貸し主が、借り主と同じ国や地域に住む別人の身柄や財産を差し押さえる行為。こうした暴力的な取り立て行為が市場に混乱を引き起こすため、ここでは禁止されたと考えられる。

## 天正八年羽柴秀吉制札



▲赤外フィルムによる撮影

楽々  
 一 当所奉公人何も立置候間可為如先々事  
 一 同町人如有来無異備可商売事  
 一 下々獲之族不可有之事  
 一 右条々連乱之輩有之者堅可  
 加成敗者也仍如件  
 天正八年十月廿九日 藤吉郎（花押）

【読み下し】  
 楽々  
 一、当所奉公人、いずれも立て置き候間、先々の如くたるべき事  
 一、同じく町人、有り来る如く、異備なく商売すべき事  
 一、下々獲りの族これあるべらざる事  
 一、右条々連乱の輩これあらば、堅く成敗を加うべきものなり、よってくだんの如し  
 天正八年十月廿九日 藤吉郎（花押）

【現代語訳】  
 楽々  
 一、当所の武家奉公人は、いずれも置くことを認めるので、前々からのとおりにせよ。  
 一、同じく町人は、以前のとおりに、相違なく商売せよ。  
 一、下々に治安を乱すような者はあつてはならない。  
 一、右の箇条に違反する者があれば、しっかりと処罰するものである。よって（定めるところは）このとおりである。  
 天正八年十月二十九日 藤吉郎（花押）